

姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業について  
(居宅介護支援事業者向け)

令和5年12月改訂

姫路市 地域包括支援課

## 目 次

1	姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成	．．．．．	P	1
2	介護予防・生活支援サービス事業	．．．．．	P	2
3	サービスの基準について	．．．．．	P	3
4	サービスの単価について	．．．．．	P	4
5	姫路市における総合事業のサービス概要			
	総合事業訪問介護	．．．．．	P	5
	総合事業訪問生活援助	．．．．．	P	6
	総合事業訪問型短期集中予防サービス	．．．．．	P	7
	総合事業通所介護	．．．．．	P	8
6	負担軽減等	．．．．．	P	9
7	利用限度額	．．．．．	P	9
8	介護予防ケアマネジメント	．．．．．	P	9
9	定款等について	．．．．．	P	11
<b>【資料】</b>				
別紙 1	介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について	．．．．．	P	12

# 1 姫路市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成

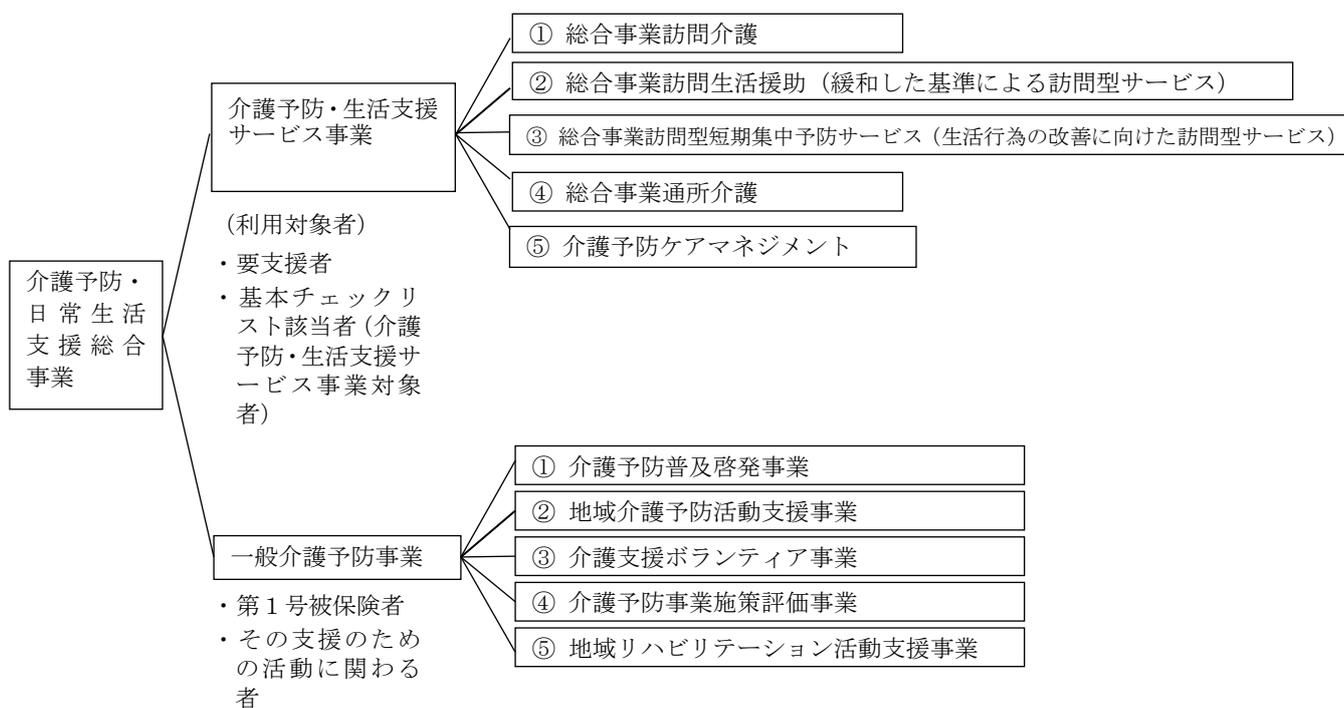
介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての第1号被保険者が対象となる「一般介護予防事業」から構成されます。

## 【介護予防・生活支援サービス事業】

- ① 総合事業訪問介護
- ② 総合事業訪問生活援助（緩和した基準による訪問型サービス）
- ③ 総合事業訪問型短期集中予防サービス（生活行為の改善に向けた訪問型サービス）
- ④ 総合事業通所介護
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント

## 【一般介護予防事業】

- ① 介護予防普及啓発事業
- ② 地域介護予防活動支援事業
- ③ 介護支援ボランティア事業
- ④ 介護予防事業施策評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業



## 2 介護予防・生活支援サービス事業

### (1) 利用対象者及び利用できるサービス

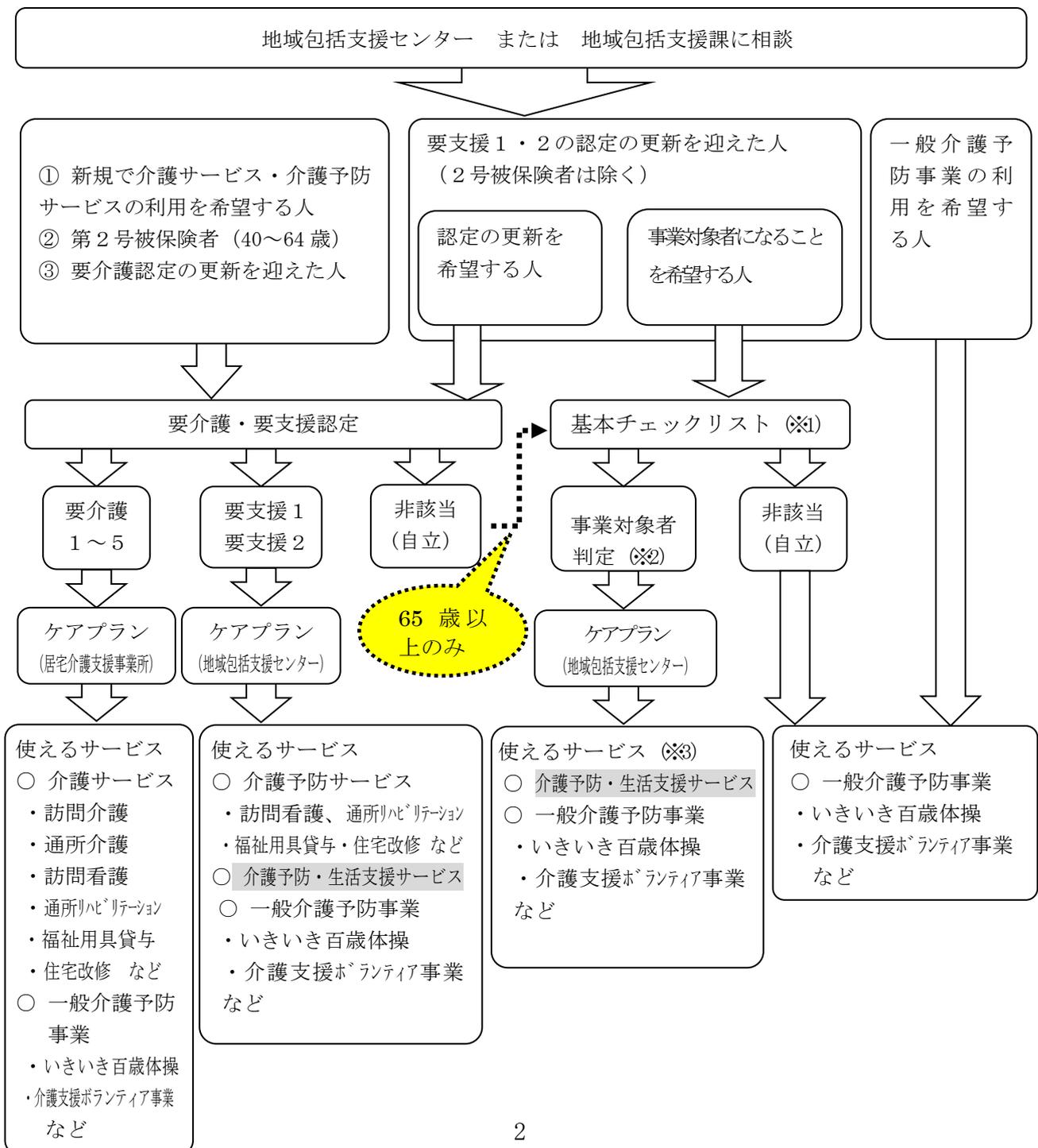
利用対象者	総合事業サービス	介護予防サービス
要支援者（「要支援」認定を受けた人）	○	○
事業対象者（基本チェックリスト該当者）	○	×

※介護予防サービス：福祉用具貸与、通所リハビリテーションほか

### (2) 事業対象者

- ① 要支援認定の更新対象者
- ② 要支援認定申請の結果、「非該当」の判定された者

### 【相談からサービス利用までの流れ】



※1) 「基本チェックリスト」を実施

必要に応じて、地域包括支援センターが実施します。

※2) 事業対象者の届出受付は、各出先機関では行っていません。担当区域の地域包括支援センターへ、「介護保険被保険者証」、「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出してください。

市（地域包括支援課）で判定を行い、「判定結果通知」、「介護保険被保険者証」等を本人宛てに交付します。

※3) 介護予防・生活支援サービスの利用対象者は要支援者に相当する者です。チェックリストに該当し、事業対象者となった人であっても、要支援者に相当しない軽度の人にはサービスの利用対象にはなりません。地域包括支援センター等によるアセスメント及びケアマネジメントの結果、必要な場合にサービスが提供されます。

**【留意事項】**

- 事業対象者の有効期間に、終期はありません。
- 事業対象者は、必要に応じて、要支援・要介護認定を申請できます。
- 事業対象者のサービスは、要支援者と同様、地域包括支援センター等による「介護予防ケアマネジメント」に基づき、提供します。

### 3 サービスの基準について

サービス種類	基準
総合事業訪問介護	姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱
総合事業訪問生活援助	
総合事業通所介護	
総合事業訪問型短期集中予防サービス	※要綱は、地域包括支援課のホームページに掲載しています。 委託事業者（指定訪問リハビリテーション事業所、指定訪問看護事業所）により、提供しています。

## 4 サービスの単価について

単位数の詳細は、5～8ページの「5 姫路市における総合事業のサービス概要」を参照してください。

### (1) 総合事業訪問介護、総合事業通所介護

算定方法は、1月当たりの「月額包括報酬」を用います。

1単位当たりの単価は、姫路市の地域区分単価を適用します。

サービス種類	単価	サービスコード
総合事業訪問介護	10,21円	A2
総合事業通所介護	10,14円	A6

<留意事項>

※ 総合事業通所介護の報酬は、週1回程度または週2回程度で算定しますが、実績ではなく、当初に計画されていたケアプランどおりの算定で請求を行ってください。

### (2) 月額包括報酬の「日割り請求」の取扱い（総合事業訪問介護・総合事業通所介護）

※ 添付資料 別紙1「介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について」（12ページ）を参照してください。

### (3) 総合事業訪問生活援助

算定方法は、1回当たりの報酬です。

サービス種類	単価	サービスコード
総合事業訪問生活援助	10,21円	A3

### (4) 総合事業訪問型短期集中予防サービス

総合事業訪問型短期集中予防サービスは、指定事業者により提供するサービスではなく、市の委託事業として実施します。

このため、給付管理の対象とはならず、支給限度額管理の対象にもなりません。

## 5 姫路市における総合事業のサービス概要

(1)

名 称	総合事業訪問介護													
事業主体	指定事業者													
対象者	要支援者、事業対象者													
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助													
基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員、設備、運営の基準は、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」に規定。</li> <li>・同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービス提供する場合、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要あり。</li> </ul>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者※1</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員等</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等</td> <td>常勤換算2.5以上</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、実務者研修修了者等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</td> </tr> </tbody> </table>		資格要件	配置要件	管理者※1	なし	常勤・専従1以上	訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等	常勤換算2.5以上	サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2
		資格要件	配置要件											
	管理者※1	なし	常勤・専従1以上											
	訪問介護員等	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等	常勤換算2.5以上											
サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2												
	※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能													
	※2 一部非常勤職員（常勤職員の勤務時間の1/2以上）も可能													
報 酬		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対 象</th> <th>包括報酬（月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>要支援1・2、事業対象者</td> <td>月 1, 176単位</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>要支援1・2、事業対象者</td> <td>月 2, 349単位</td> </tr> <tr> <td>週2回超程度</td> <td>要支援2、事業対象者</td> <td>月 3, 727単位</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	包括報酬（月）	週1回程度	要支援1・2、事業対象者	月 1, 176単位	週2回程度	要支援1・2、事業対象者	月 2, 349単位	週2回超程度	要支援2、事業対象者	月 3, 727単位
		対 象	包括報酬（月）											
	週1回程度	要支援1・2、事業対象者	月 1, 176単位											
	週2回程度	要支援1・2、事業対象者	月 2, 349単位											
	週2回超程度	要支援2、事業対象者	月 3, 727単位											
	<加算> 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 初回加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算、 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算													
	<減算> 同一建物減算													
単 価	1単位 10,21円													
利用者負担	1割 又は 2割 又は 3割 ※ 給付制限の適用なし													
サービスコード	A2													
支払方法	国保連経由													
限度額管理	有													

## (2)

名 称	総合事業訪問生活援助（緩和した基準による訪問型サービス）													
事業主体	指定事業者													
対象者	要支援者、事業対象者 ※ 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。） <u>と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものが対象。</u> ※ 認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後 で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者などは利用不可。													
サービス内容	生活援助 ※ 平成12年3月17日付 老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定める生活援助の範囲内													
基 準	・人員、設備、運営の基準は、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」に規定。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">資格要件</th> <th style="width: 35%;">配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者※1</td> <td>なし</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>従事者等</td> <td>介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、一定の研修受講者等</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>介護福祉士、実務者研修修了者等</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2</td> </tr> </tbody> </table> ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員（常勤職員の勤務時間の1/2以上）も可能 ・必要に応じ、個別サービス計画の作成			資格要件	配置要件	管理者※1	なし	専従1以上	従事者等	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、一定の研修受講者等	必要数	サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2
	資格要件	配置要件												
管理者※1	なし	専従1以上												
従事者等	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、一定の研修受講者等	必要数												
サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2												
報 酬	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">利用1回あたりの報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要時間20分以上45分未満</td> <td>183単位</td> </tr> <tr> <td>所要時間45分以上</td> <td>225単位</td> </tr> </tbody> </table> ・利用回数は、週2回まで <加算> 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 <減算> 同一建物減算			利用1回あたりの報酬	所要時間20分以上45分未満	183単位	所要時間45分以上	225単位						
	利用1回あたりの報酬													
所要時間20分以上45分未満	183単位													
所要時間45分以上	225単位													
単 価	1単位 10.21円													
利用者負担	1割 又は 2割 又は 3割 ※ 給付制限の適用なし													
サービスコード	A3													
支払方法	国保連経由													
限度額管理	有													

## (3)

名 称	総合事業訪問型短期集中予防サービス									
事業主体	姫路市 ※姫路市が指定訪問リハビリテーション事業所、指定訪問看護事業所のうち、希望する事業者に委託して実施									
対象者	要支援者、事業対象者のうち、医療によるリハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション又は訪問看護によるリハビリテーションを受けていない者で介護予防ケアマネジメントにおいて必要性が認められた希望者。									
サービス内容	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅などを訪問して自立支援・重度化予防のための指導・助言を行うもの。 ・1回の利用時間は、概ね1時間 ・期間は、概ね3か月以内 ・期間中、最大7回まで利用可能									
基 準	<p>・人員、運営の基準は、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱」規定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者※1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>従事者等</td> <td>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>			資格要件	管理者※1	なし	従事者等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		
	資格要件									
管理者※1	なし									
従事者等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士									
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の実施場所</th> <th>事業費の額 (1人1回当たり)</th> <th>利用者負担額 (1人1回当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>姫路市(家島町、夢前町、安富町を除く)</td> <td>8,624円</td> <td rowspan="2">862円</td> </tr> <tr> <td>家島町、夢前町、安富町</td> <td>9,061円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業実績のあった翌月の10日までに、 ① 利用者実績確認書を基に完了報告書を作成し、市(地域包括支援課)に報告 ② 完了確認後、市(地域包括支援課)へ請求書を提出</p>		事業の実施場所	事業費の額 (1人1回当たり)	利用者負担額 (1人1回当たり)	姫路市(家島町、夢前町、安富町を除く)	8,624円	862円	家島町、夢前町、安富町	9,061円
事業の実施場所	事業費の額 (1人1回当たり)	利用者負担額 (1人1回当たり)								
姫路市(家島町、夢前町、安富町を除く)	8,624円	862円								
家島町、夢前町、安富町	9,061円									
利用者負担	利用者1人1回当たり862円(市へ納付)※給付制限の適用なし									
支払方法	姫路市から委託事業者へ直接支払									
限度額管理	無									

## (4)

名 称	総合事業通所介護	
事業主体	指定事業者	
対象者	要支援者、事業対象者	
サービス内容	入浴、機能訓練等	
基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員、設備、運営の基準は、「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱」に規定。</li> <li>・同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービス提供する場合、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要あり。</li> </ul>	
		配置要件
	管理者※	常勤・専従 1 以上
	生活相談員	専従 1 以上
	看護職員	専従 1 以上
	介護職員	～ 1 5 人 専従 1 以上 1 5 人～ 利用者 1 人に専従 0. 2 以上 ※基準は従前の介護予防通所介護のとおり
	機能訓練指導員	1 以上
	(生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	
報 酬		対 象
	週 1 回程度	要支援 1、事業対象者
	週 1 回程度	要支援 2
	週 2 回程度	要支援 2、事業対象者
		包括報酬 (月額)
	週 1 回程度	1, 6 7 2 単位
	週 1 回程度	1, 6 7 2 単位
	週 2 回程度	3, 4 2 8 単位
	<加算> 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、若年性認知症利用者受入加算、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算、科学的介護推進体制加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算	
	<減算> 定員超過利用減算、人員基準欠如減算、同一建物減算	
単 価	1 単位 1 0. 1 4 円	
利用者負担	1 割 又は 2 割 又は 3 割 ※ 給付制限の適用なし	
サービスコード	A 6	
支払方法	国保連経由	
限度額管理	有	

## 6 負担軽減等

### <負担軽減>

高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業、社福軽減等の低所得者に対する利用者負担額の軽減についても適用します。

※ 高額介護予防サービス費相当事業に該当する人に対しては、4か月ごとに介護保険課から送付される「介護サービス費用のお知らせ」で、申請をご案内します。

### <給付制限>

保険料滞納に伴う給付制限措置は、総合事業には適用しません。

※ただし、福祉用具貸与等の介護予防給付は、給付制限が適用されます。

## 7 利用限度額

対象者	利用限度額
要支援1、事業対象者	5,032単位
要支援2	10,531単位

※ 要支援者については、予防給付と総合事業を一体的に管理します。(合計で上記の単位数を限度とする。)

※ 総合事業訪問型短期集中予防サービスは、支給限度額管理の対象外です。

※ 事業対象者において、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると思われる場合、おおむね1か月の範囲内で、10,531単位までサービス利用することができます。その際は、地域包括支援課に申請してください。

## 8 介護予防ケアマネジメント

要支援者又は事業対象者が介護予防・生活支援サービスを利用する際は、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントにより、ケアプランを作成する必要があります。

介護予防ケアマネジメントは、本人の自立支援を目的とし、その心身の状況等に応じて、本人のニーズに合った適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

姫路市では、「原則的な介護予防ケアマネジメント」(ケアマネジメントA)のみ実施しています。

姫路市の介護予防ケアマネジメント	
事業主体	地域包括支援センター（居宅介護支援事業所への一部委託も可）
対象者	要支援者、事業対象者
介護予防ケアマネジメント対象のサービス	介護予防・生活支援サービス （総合事業訪問介護、総合事業訪問生活援助、総合事業訪問型短期集中予防サービス、総合事業通所介護）
ケアマネジメントのプロセス	アセスメント、サービス担当者会議の開催、モニタリング等、介護予防支援と同様に実施します。
報酬	月438単位 加算体系も介護予防支援と同様
サービスコード	A F
単価	1単位 10,21円
支払方法	国保連経由

なお、要支援者が介護予防・生活支援サービスの他に、月のうち1日でも介護予防サービスを利用する場合は、介護予防ケアマネジメントではなく、介護予防支援となります。

種類	要支援者			事業対象者
	介護予防サービスのみ	介護予防サービス + 介護予防・生活支援サービス	介護予防・生活支援サービスのみ	
介護予防ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援	○	○	×	×

（例）要支援者が、総合事業訪問介護（介護予防・生活支援サービス）の他に、介護予防福祉用具貸等の介護予防給付をプランに位置付けている場合は、介護予防ケアマネジメントではなく、介護予防支援となります。

#### 【ポイント】

「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」は、実質的に同じものですが、請求時のコードが異なります。「介護予防支援」は「46」、「介護予防ケアマネジメント」は「AF」です。

○ 介護予防ケアマネジメントを実施する前に、地域包括支援センターに「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出してください。

○ マネジメントの種類が、「介護予防ケアマネジメント」から「介護予防支援」に、「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」に変更になっても、「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を再提出する必要はありません。

ただし、転居等により管轄の地域包括支援センターが変わる場合は提出が必要です。

## 9 定款等について

総合事業のサービスを提供する事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業を行う旨を定款等に定める必要があります。

- 例) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業  
介護保険法に基づく第1号事業  
介護保険法に基づく第1号訪問事業  
介護保険法に基づく第1号通所事業 等

## 介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について

- 以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※ サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日（※2）	
・ 総合事業訪問介護  ・ 総合事業通所介護	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更（要支援1⇔要支援2）</li> <li>区分変更（事業対象者→要支援）</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更（要介護→要支援）</li> <li>サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）</li> <li>事業開始（指定有効期間開始）</li> <li>事業所指定効力停止の解除</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者との契約開始（※3）</li> </ul>	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去（※1）</li> </ul>	退去日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）</li> </ul>	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）</li> </ul>	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）</li> </ul>	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更（要支援1⇔要支援2）</li> <li>区分変更（事業対象者→要支援）</li> </ul>	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更（事業対象者→要介護）</li> <li>区分変更（要支援→要介護）</li> <li>サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）</li> <li>事業廃止（指定有効期間満了）</li> <li>事業所指定効力停止の開始</li> </ul>	契約解除日  （廃止・満了日） （開始日）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者との契約解除（※4）</li> </ul>	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）</li> </ul>	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）</li> </ul>	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）</li> </ul>	入所日の前日
・ 介護予防ケアマネジメント費	—	—	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>日割りは行わない。</b></li> <li>月の途中で事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1）</li> <li>月の途中で要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>		

<p>・日割り計算用サービスコードがない加算</p>	<p>—</p>	<p>・<u>日割りは行わない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月の途中で事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>	<p>—</p>
----------------------------	----------	---	----------

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合については、その前日となる。

※3 当該契約開始月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約開始月については報酬の請求ができない。

※4 当該契約解除月にサービス利用がない場合、当該契約解除月については報酬の請求ができない。